

技能実習について

技能実習制度の基本理念

技能実習生受入事業とは、「外国人研修生受入制度に関する事業」として認可され、財団法人国際研修協力機構（JITCO）の指導を受け、送出し機関の領事官等関連機関の支援のもとでミャンマーより実習生を受入れ、職場で作業を行いながら（OJT）を通じて、日本の優れた「技術・技能・知識」を若い実習生に移転することにより、帰国後に母国の産業復興に寄与できる優秀な人材の育成を目的としております。

技能実習制度の在留資格について

技能実習生受入事業は改正法施工後は職業紹介事業として法的な扱いの対象となりますので、入国管理局及び労働局対応には十分な注意が必要です。

受入団体である当組合は【監理団体】として、会員企業は【技能実習実施機関】として、法的位置と役割、及び権利と義務が明確になります。

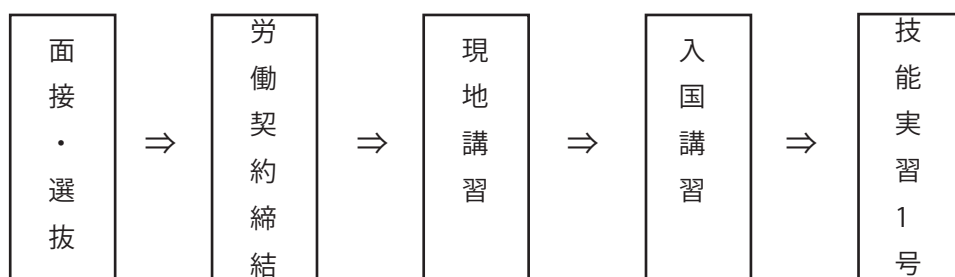
監理団体と技能実習実施機関は関係法令を遵守しなければなりません。法令を遵守しない場合は、この事業から退場を余儀なくされます。法令遵守については、監理団体の管理、指導義務と定められています。

当組合は、法令遵守を最優先として、組合員の皆様と相互扶助の関係を構築してまいります。

*関係法令：出入国管理及び難民認定法（入管法）、労働基準法、労働衛生法、労働組合法、労働契約法、職業安定法、中小企業等事業協同組合法

技能実習制度の流れ

入管法の改正により、平成22年7月より、新しい技能実習制度がスタートしました。この改正により在留資格【技能実習1号】【技能実習2号】を新たに設け、受入企業と外国人技能実習生が雇用契約を結んで技能実習を行うことになりました。



技能実習制度の受け入れ枠について

受け入れられる技能実習生の人数枠は、受け入れ機関の種類、常勤職員の規模によって違いがあります。

実務研修実施機関の常勤職員数	研修生の人数
301人以上	常勤職員総数の5%
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人